

**ダイオキシン類対策特別措置法に基づき
環境センターが実施した自主測定結果の公表について**

ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者は、排ガス、ばいじん・焼却灰、排出水に含まれるダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、その結果を県知事に報告する義務があります。

このたび、ストーカーにて、令和7年度(令和7年10月28日)に測定しました結果を公表いたします。

なお、測定の結果、大気排出基準を超過していませんでしたので、適正な処理が行われていることを確認しました。

1 排ガス

●ストーカー(1号炉)

採取年月日:令和7年10月28日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.026※1	5	集塵機出口	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成11年12月総理府令第67号) JIS K 0311(2008)
測定時間	時:分	11:35～15:35	-	-	

※1 測定結果の「0.026ng-TEQ/m³」は排出基準の「5ng-TEQ/m³」に適合しています。

【参考資料】

ストーカー (1号炉)	令和2年度	0.450
	令和3年度	0.610
	令和4年度	0.440
	令和5年度	0.330
	令和6年度	0.038

●ストーカー(2号炉)

採取年月日:令和7年10月28日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.042※2	5	集塵機出口	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 (平成11年12月総理府令第67号) JIS K 0311(2008)
測定時間	時:分	11:35～15:35	-	-	

※2 測定結果の「0.042ng-TEQ/m³」は排出基準の「5ng-TEQ/m³」に適合しています。

【参考資料】

ストーカー (2号炉)	令和2年度	0.330
	令和3年度	0.530
	令和4年度	0.420
	令和5年度	0.300
	令和6年度	0.017

2 焼却灰

採取年月日:令和7年10月27日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.0053※3	3	灰ピット	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192号)環境省告示第80号別表(平成16年12月)

※3 測定結果の「0.0053ng-TEQ/m³」は排出基準の「3ng-TEQ/m³」に適合しています。

【参考資料】

ストーカー (焼却灰)	令和2年度	0.0120
	令和3年度	0.0011
	令和4年度	0.0046
	令和5年度	0.0026
	令和6年度	0.0037

3 キレート処理後の集塵灰(飛灰)

採取年月日:令和7年10月27日

項目	単位	測定結果	基準値	測定箇所	測定方法
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³	0.57※4	3	集塵灰混練機の灰取出し口	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192号)環境省告示第80号別表(平成16年12月)

※4 測定結果の「0.57ng-TEQ/m³」は排出基準の「3ng-TEQ/m³」に適合しています。

【参考資料】

ストーカー (集塵灰)	令和2年度	1.90
	令和3年度	0.66
	令和4年度	1.00
	令和5年度	0.87
	令和6年度	0.055